

# 山梨県公報

号外第十一号

令和五年

三月三日

金 曜 日

## 目 次

### 公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第二号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

**第一条** 山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条の五第一号及び第二号中「電子計算組織」を「警察情報管理システム」に改め、同条第三号及び第四号中「公文書類」を「公文書類等」に改める。

第十条第八号中「銃砲刀剣類及び」を「銃砲、クロスボウ及び刀剣類並びに」に改め、同条第九号中「銃砲保管業者」を「猟銃等保管業者及びクロスボウ保管業者」に改める。

第十一条の七第五号中「銃砲刀剣類及び」を「銃砲、クロスボウ及び刀剣類並びに」に改める。

第十三条の四第二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第三号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同条に次の三号を加える。

十 電話詐欺グループの実態解明に関する事。

十一 電話詐欺に関する情報収集、分析及び犯行ツール対策に関する事。

十二 電話詐欺の捜査に関する事。

第十三条の五の次に次の一条を加える。

(電話詐欺捜査室)

第十三条の六 組織犯罪対策課に電話詐欺捜査室を附置する。

2 電話詐欺捜査室においては、第十三条の四第十号から第十二号までに掲げる事務をつかさどる。

第十九条の五第二項中「警察用航空機の運用に関する」を「第十九条の三第七号に掲げる」に改め、同条を第十九条の六とする。

第十九条の四第二項中「前条に掲げる事務(第四号を除く。)」を「第十九条の三第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務」に改め、同条を第十九条の五とする。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

(警衛・警護室)

第十九条の四 警備第二課に警衛・警護室を附置する。

2 警衛・警護室においては、前条第四号に掲げる事務をつかさどる。

第二十二条第一項中「組織犯罪捜査室」の下に「、電話詐欺捜査室」を、「外事・国際テロリズム対策室」の下に「、警衛・警護室」を加える。

第二十三条の二第一項中「組織犯罪捜査室」の下に「、電話詐欺捜査室」を、「外事・国際テロリズム対策室」の下に「、警衛・警護室」を加える。

別表第一警務の部中

人事
人事第一
人事第二

を

人事
採用

に改め、同表刑事企画の部中

庶務	庶務
通訳・企画調整	企画
通訳	手配・共助

に改め、同表組織犯罪対策の

助			
	企画調整	庶務・通訳	
	企画	通訳	庶務
	手配・共助		

第六組 組織犯罪捜査第	第五組 組織犯罪捜査第	第四組 組織犯罪捜査第	第三組 組織犯罪捜査第	第二組 組織犯罪捜査第	第一組 組織犯罪捜査第
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

に改め、同表交通規制の部

庶務
----

部中

組織犯罪捜査室										
組織犯罪捜査第										
四	三	二	一	一	二	三	四	五	六	七
組織犯罪捜査第										
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一
組織犯罪対策第	組織犯罪捜査第									

を

電話詐欺捜査室			組織犯罪捜査室		
電話詐欺捜査			組織犯罪捜査		
三			二		
組織犯罪捜査			組織犯罪捜査		
一			一		
組織犯罪捜査			組織犯罪捜査		

**第二条** 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を次のように改正する。  
 第六条第十六号中「生活安全部通信指令課」を「生活安全部地域課」に改める。

別表第三富士吉田警察署の部富士山駅前交番の項中「新屋」の下に「、新屋二丁目、新屋二丁目、新屋三丁目、新屋三丁目、新屋四丁目、新屋五丁目」を加える。

第一	第二	対策
----	----	----

に改める。

管理	災害・富士山噴火	災害対策
実施	富士山噴火対策	実施

を

警衛・警護室	警衛・警護	警衛・警護
危機管理室	災害・富士山噴火	警衛・警護
実施	富士山噴火	警衛・警護
実施	災害対策	警衛・警護

を

庶務
庶務

に改め、同表警備第二の部中

危機室

第七	第八	電話詐欺分析	電話詐欺捜査第	電話詐欺捜査第
組織犯罪捜査第	組織犯罪対策第	電話詐欺捜査第	電話詐欺捜査第	電話詐欺捜査第

第九条中「通信指令課」を「サイバー犯罪対策課」に改める。  
 第十一条に次の四号を加える。

八 通信指令業務の企画、調査、指導、指導、運用等に関する事  
 九 一〇番通報その他の緊急通報等の受理、指令等に関する事  
 十 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報  
 集約に関する事  
 十一 無線通話の統制に関する事

第十一条の七中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一  
 号ずつ繰り上げ、同条を第十一条の八とする。

第十一条の六を第十一条の七とし、第十一条の三から第十一条の五までを一条ずつ  
 繰り下げ、第十一条の二の次に次の一条を加える。

(通信指令室)

第十一条の三 地域課に通信指令室を附置する。

2 通信指令室においては、第十一条第八号から第十一号までに掲げる事務をつかさ  
 どる。

第十一条の九を次のように改める。

(サイバー犯罪対策課)

第十一条の九 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 サイバーセキュリティ対策に関する事
- 二 サイバー犯罪対策に関する事
- 三 サイバー犯罪捜査に関する事

第二十二條第一項中「地域指導室」の下に「通信指令室」を加え、「サイバー  
 犯罪対策室」を削る。

第二十三條の二第一項中「地域指導室」の下に「通信指令室」を加え、「サイ  
 バー犯罪対策室」を削る。

第三十七條第一項中「一六一人」を「一六二人」に、「四六五人」を「四六九人」  
 に、「四八一人」を「四八五人」に、「四九六人」を「五〇〇人」に、「二、六八二  
 人」を「一、六九五五人」に、「二九六人」を「三〇五人」に、「一、九七八人」を  
 「二、〇〇〇人」に改め、同条第二項中「五九九人」を「六一二人」に、「一九六  
 人」を「二〇五人」に、「七九五五人」を「八一七人」に、「二、六八二人」を「一、  
 六九五五人」に、「二九六人」を「三〇五人」に、「一、九七八人」を「二、〇〇〇  
 人」に改める。

別表第一地域の部中

地域指導室	
企画	指導
企画	指導
職務質問指導	

を

地域室	通信室
-----	-----

指令	指導	企画
通信企画・指導	指導	企画
第一通信指令官	職務質問指導	
第二通信指令官	通信企画・指導	
第三通信指令官	通信運用	
指令第一		
指令第二		
指令第三		

に改め、同表生活安全捜査の部サイバー犯

罪対策室の款を削り、同表通信指令の部を次のように改める。

サイバー 犯罪対策	庶務	サイバー 犯罪	庶務
サイバー犯罪 対策	サイバー犯罪 リテイ対策	サイバー犯罪 策	サイバー犯罪 策
サイバー犯罪 捜査	サイバー犯罪 捜査第一	サイバー犯罪 捜査第二	サイバー犯罪 捜査第二

別表第三甲斐警察署の部敷島北警察官駐在所の項中「敷島北警察官駐在所」を「敷

「島交番」に改め、「上菅沢」の下に「長塚、大下条」を加え、「(通称大栄に限る。)」を削り、同部敷島南警察官駐在所の項を削る。

**附則**

この規則中第一条の規定は令和五年三月十七日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。